

○ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴う留意点について

〔平成 18 年 3 月 27 日 消防団員等公務災害補償等  
共済基金事務局あて消防庁防災課事務連絡〕

標記政令の施行については、平成 18 年 3 月 27 日付け消防災第 112 号・国河政第 276 号をもって通知したところですが、消防作業従事者等に係る損害補償の補償基礎額の切替えについては、下記の点に留意のうえ、貴都道府県内の市町村、関係一部事務組合及び広域連合並びに水害予防組合に周知願います。

記

平成 18 年 4 月 1 日以降に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金を除く。）並びに平成 18 年 4 月分以後の月分の傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金に係る消防作業従事者等の補償基礎額（非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 2 条第 2 項第 2 号又は市（町村）消防団員等公務災害補償条例（例）第 5 条第 2 項第 2 号に基づく額をいう。以下同じ。）で、政令の改正に伴い額の切替えを要するものについては、次の算式により算出した額とする。

8,800 円（改正後の最低額）＋（当該消防作業従事者等に係る改正前の政令による損害補償の補償基礎額－9,000 円（改正前の最低額））×1.0384

※「1.0384」の係数は、次の算式により算出した数値であること。

14,200 円（最高額）－8,800 円（改正後の最低額）

---

14,200 円（最高額）－9,000 円（改正前の最低額）

※「消防作業従事者等」とは、同条例（例）第 5 条第 2 項第 2 号で総称している「消防作業従事者等」と同義であること。